

# 新田辺東住宅公民館利用規定

- 第1条 新田辺東住宅自治会（以下自治会という）は、新田辺東住宅公民館（以下公民館という）を集会その他の利用に供するために本規定を設ける。
- 第2条 公民館を利用するものは、所定の用紙に必要事項を記入し、3日前までに自治会長に提出し、許可を受けなければならない。  
1 定例的に公民館の利用を希望する会員による同好会、親睦会等については年度初めに年間利用計画の提出を求め、会員が公平に利用出来る様調整する。
- 第3条 公民館は原則として、次に掲げる事項に該当する時、利用出来るものとする。  
1 自治会が主催する会議に利用する時  
2 自治会が開催する行事、その他講演会等に利用する時  
3 京田辺市等公的機関が公共の目的のために利用する時  
4 その他自治会長が必要と認めたとき
- 第4条 公民館は次の事項に該当すると認めた場合にはその利用が出来ない。  
1 営利を目的とする事業または集会  
2 特定の政党または宗派に利害を与える事業または集会  
3 京田辺市暴力団排除条例に規定する暴力団の利益になりまたはそのおそれがあると認められる活動。
- 第5条 会館利用の優先順位は、利用目的に基づき次の通り定める。  
1 自治会活動、自治会主催行事、及び会長が優先利用の必要を認めた行事  
2 会員による告別式（含、通夜）  
3 会員による同好会、親睦会等の活動  
4 上記以外からの利用希望
- 第6条 公民館の利用は午前9時より午後10時までとする。但し自治会長の許可のあった場合はこの限りでない。
- 第7条 必要に応じ利用料を徴収する。利用料は利用料金一覧表のとおりとする。
- 第8条 公民館利用後の清掃整備は利用者の責任において行うものとする。また、準備、清掃整備は利用時間内に含まれる。
- 第9条 公民館前掲示板は京田辺市自治会関係の公示、広報物に利用するものとする。但し、一般営業広告関係で利用する場合は役員会が適当と認めた場合は、利用は出来る。
- 第10条 公民館の利用者は利用に当たり次の注意事項を厳守し、その利用により生じた問題については、一切の責任を負うものとする。  
1 保安上危険又は有害な物は、持ち込まないこと。  
2 騒音を防止し、近隣居住者に迷惑を掛けないこと。  
3 火災等の事故防止に万全を期すること。  
4 公民館管理担当者の指示に従い、利用後は責任をもって整理、清掃、戸締り等を行なうこと。

附則 本規定は令和5年4月1日から施行する。